

保護者のみなさまへ

令和8年度特別支援教育就学奨励費について

◇特別支援教育就学奨励費とは

特別支援教育就学奨励費は、上板町立の小・中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者等に対して、その世帯の収入に応じて就学に必要な経費の一部を負担するものです。

◇支給対象者

特別支援教育就学奨励費を受給できる方は、本町に住所を有する方で、特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者（世帯の所得に係る基準を満たした保護者に限る）です。

ただし、生活保護及び就学援助制度の援助を受けている児童又は生徒の保護者は特別支援教育就学奨励費の支給対象者にはなれません。

※学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童又は生徒についても支給の対象となります。

※世帯の所得の状況により支給を受けられない場合があります。

◇対象経費

①新入学児童生徒学用品・通学用品費（新1年生）

※当初申請締切日を過ぎて申請された場合は支給されません。

【ランドセル・カバン・通学用服・通学用靴・雨靴・雨傘・上履き・帽子など】

②学用品・通学用品費

学用品

【ノート・筆記用具・辞書など】

通学用品

※新入学児童生徒学用品・通学用品費の支給を受けた方は、通学用品の購入費は支給の対象になりません。

【通学用靴・雨靴・雨傘・上履き・帽子など】

③校外活動費

○泊あり 学校行事として実施される宿泊訓練等の泊を有する校外活動（修学旅行を除く）に参加するために要する交通費、宿泊費及び見学科料等

○泊なし 学校行事として実施される遠足等日帰りの校外活動（修学旅行を除く）に参加するために要する交通費及び見学科料等

※ 修学旅行費支給対象者には、重複して支給しません。【年1回】

④修学旅行費 児童又は生徒が参加する修学旅行に要する交通費・宿泊費・見学科料等

※ 校外活動費と重複して支給しません。

⑤給食費 児童又は生徒の学校給食に要する費用

◇受給方法

保護者口座への振込、または保護者からの委任に基づき校長が代理受領するかの選択制です。

申請者の希望する受給方法を記載してください。ただし、ただし、教育委員会が必要と認めた場合、受給方法を変更する場合があります。

◇領収書等の提出

対象費目のうち学用品・通学用品費及び新入学児童生徒学用品・通学用品費については、保護者又は児童生徒名の入った領収書又はレシートの提出が必要となります。 領収書又はレシートはコピーでも構いません。この場合、領収書等の原本は捨てることなく大切に保管しておいてください。

また、領収書等を紛失した場合は、購入に係る申立書を提出してください。購入申立書は学校に備えています。

◇支給額

上限額は令和7年度のもので、国からの通知等により、費目や金額が変更となる場合があります。

対象費目	小学校		中学校	
	対象学年	支給額	対象学年	支給額
学校給食費	全学年	実費の1/2	全学年	実費の1/2
学用品費	全学年	実費の1/2 (上限5,820円)	全学年	実費の1/2 (上限11,370円)
通学用品費	2～6年生	実費の1/2 (1,135円まで)	2・3年生	実費の1/2 (1,135円まで)
新入学児童生徒学用品・ 通学用品費	1年生	実費の1/2 (上限28,530円)	1年生	実費の1/2 (上限31,500円)
修学旅行費	6年生	実費の1/2 (上限10,790円)	2年生	実費の1/2 (上限28,860円)
校外活動費 宿泊なし	1～5年生	実費の1/2 (上限800円)	1・3年生	実費の1/2 (上限1,155円)
校外活動費 宿泊あり	5年生	実費の1/2 (上限1,845円)	1年生	実費の1/2 (上限3,105円)

◇当初申請締切日

令和8年5月15日(金)

※申請は随時受付しておりますが、上記期間を過ぎて申請された場合は、申請月の翌月以降からの支給になります。また、一部減額や支給できない費目がありますのでご注意ください。

◇注意事項

- (1) 前年度に認定を受けられた方で、今年度も引き続き認定を希望される方は改めて申請していただく必要があります。
- (2) 審査は世帯(世帯分離・学生・単身赴任等の同居の有無にかかわらず、児童生徒と生計を一にする方全員)の所得等に基づいて判定を行いますので、無収入の場合でも必ず市町村民税の申告を行ってください。未申告等により所得の確認が出来ない場合、不認定となる場合があります。

☆ご不明な点は、上板町教育委員会事務局(電話088-694-6814)又は各学校事務担当者までお問い合わせください。